

参考資料

万 町 町 内 会

「万町町内会 内規集 生活改善等関係」抜粋

6. 万町ふれあい広場使用規定

<省略>

第8条 (使用料)

万町在住者が個人的かつ独占的に使用するときは使用料を徴収することとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 葬儀の駐車場として使用するとき、1回につき、5千円とする。
- (2) その他独占的に使用するとき、1時間につき、5百円とする。
- (3) 万町町内会サークル活動団体が使用するとき、1時間につき、2百円とする。
ただし、住民全員を対象としたイベントなどの使用の場合は無料とする。

8-2 第3条第1項但し書の規定の適用を受けて使用の許可を受けた者については、使用料を徴収することとし、その額は、使用1時間につき、1千円（日曜日又は祝祭日等の場合は1千5百円）とする。

8-3 前項の規定にかかわらず、官公庁及び公共団体に対する使用の許可については、使用料を免除することが出来る。

注 第1項1号の1回とは、お通夜および告別式で2日であっても、5千円とする。

<省略>

8. 誕生（出産）祝い（令和5年3月5日承認、令和5年4月1日施行）

- (1) 町内会会員の世帯において、お子様が誕生した場合、町内会よりお子様一あたり商品券（金1万円分）の誕生（出産）祝いを行う。
- (2) 祝いの対象者は、前年度（前年4月1日から当年3月31日まで）に誕生し、当年4月時点の町内会会員名簿に登録しているお子様とする。ただし、初回は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに誕生し、令和5年4月時点の町内会会員名簿に登録されているお子様を対象とする。
なお、年度途中で町内会会員が転勤等により退会した場合は対象外とする。
- (3) 誕生（出産）祝い品を受け取る場合は、上記対象者の世帯主が、「誕生（出産）祝い申請書」（町内会指定様式）を4月1日から4月30日までに町会長あてに提出するものとする。なお、申請書の提出がない場合は無効とする。
- (4) 上記申請者に対して、町内会より5月に一斉に誕生（出産）祝い品を贈呈する。

【参考例】

令和5年度の対象者

- ・ 令和4年4月1日～令和5年3月31日に誕生した方
（申請期間：令和5年4月1日～令和5年4月30日）

令和6年度の対象者

- ・ 令和5年4月1日～令和6年3月31日に誕生した方
（申請期間：令和6年4月1日～令和6年4月30日）

以降、同様。

9. 町内会入会記念品の贈呈

本町内会に新しく入会する家庭に対し、入会后、1年以内に記念品の贈呈を行う。

- (1) 入会した家庭について、入会記念品として年会費相当の商品券を贈呈する。
- (2) 入会記念品の贈呈は、役員会が決めた時期に一括して贈呈を行う。

10. 万町町内会サークル活動団体への協力

町内会は、サークル活動団体からの依頼により、会員の募集案内、町民へのお知らせ、イベント開催などについて、掲示板や回覧等により協力できるものとする。

「万町町民会館 使用規程」 別表 1

1-(1) 会館の使用料

会館内施設名		会 員	会員(特別許可)	会員以外
1階	集会室	4,000 円 / 毎	10,000 円 / 毎	20,000 円 / 毎
2階	会議室(大)	2,000 円 / 毎	5,000 円 / 毎	10,000 円 / 毎
	会議室(小)	1,000 円 / 毎	3,000 円 / 毎	5,000 円 / 毎
	和室(1)	1,500 円 / 毎	3,000 円 / 毎	6,000 円 / 毎
	和室(2)	1,500 円 / 毎	3,000 円 / 毎	6,000 円 / 毎
全 館		10,000 円 / 毎	30,000 円 / 毎	50,000 円 / 毎

(備 考)

- 1 使用区分は次のとおりとする。
 午前8時から午後0時30分まで (区分/朝)
 午後1時から午後5時30分まで (区分/昼)
 午後6時から午後10時まで (区分/夜)
- 2 冠婚葬祭に関しては全館使用とし、一催事あたり
 会員は70,000円、会員以外は200,000円とする。

1-(2) 会館の時間単位使用料

- 1 万町町民を対象として開催する各種講習、講座事業については、会員と同等の料金とする。
 [万町町民会館使用規程 別表1-(1)会館の使用料の会員区分]
- 2 会員の時間区分については集会室、和室(1)、和室(2)は従来の区分単位のほか、新たに時間単位での使用料金を加えるものとする。会議室(大)および会議室(小)は従来どおりの区分単位とする。

施設名	集会室	会議室(大)	会議室(小)	和室(1)	和室(2)
区分料金	4,000円/毎	2,000円/毎	1,000円/毎	1,500円/毎	1,500円/毎
時間料金	1,000円/時間	設定なし	設定なし	400円/時間	400円/時間

- 3 万町町民会館使用規程第5条第3項に基づき、万町町内会に登録したサークル活動団体が使用する場合、使用する施設及び使用料は以下のとおりとする。
 ただし、住民全員を対象とした企画会議やイベントなどの使用の場合は無料とする。

施設名	集会室	和室(1)	和室(2)	台所1ヶ所
時間料金	200円/時間	100円/時間	100円/時間	500円/日

2 空調機(エアコン)使用料

空調機(エアコン)の使用については、コイン式(100円/時間)とし、必要に応じ使用者負担とする。

3 会館駐車場の使用料(会館使用の場合は無料とする。)

駐車場の使用	使用料金(区分単位)	
	会 員	会員以外
全 日	1,000 円 / 日 / 台	2,000 円 / 日 / 台

- 1 駐車日数は、暦日で月間連続で5日を限度とする。
- 2 町内会または協力団体が使用する場合は、会館使用者の駐車を優先とする。

4 その他

- 1 会館内各施設に備え付けの備品は、使用料に含むものとする。
- 2 会館内の備品は、原則持ち出しを禁止とする。
- 3 会館は、町内会又は町内会各種団体の使用及び会員の冠婚葬祭の使用を優先する。
- 4 会館施設に損傷を与えた場合、利用者の責任により修繕を行うものとする。
- 5 会館の開閉は、利用者の責任により行うものとする。なお、会館の鍵は町内会が設置した鍵BOXに格納しており、会館使用後は必ず鍵BOXに返却するものとする。万一、鍵を紛失した場合は、利用者の責任により新たな鍵を設置するものとする。

令和6年3月3日

万町町内会会員 各位

万町町内会
会長 藤原 明

万町町内会サークル活動団体登録の募集について（お知らせ）

初春の候、日頃より町内会の業務運営の推進に格別なご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、当町内会におきまして、万町まちづくり勉強会の提言（別添参照）を受け、令和6年度より新たな取組みとしまして、住民の皆様方が好きなサークル活動や文化・スポーツ教室の開催などを通じて、住民相互の交流促進や健康・福祉の増進、並びに町の魅力向上・活性化が図られ、より住みたい魅力のあるまちになるよう、新たに「万町町内会サークル活動団体登録要領」を策定しました。

つきましては、下記のとおり本要領に基づき、活動団体登録の募集を行いますので、ぜひ同じ趣味仲間や友人などとともに応募していただきますよう、お願い申し上げます。

今後も引き続き、皆様とともにより良い町づくりを進めていきたいと考えていきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 募集期間：令和6年4月1日より随時受付
- 2 登録方法：別添「万町町内会サークル活動団体登録要領（案）」のとおり
- 3 助 成：登録団体に対しては町民会館等の使用料の減免措置があります
- 4 その他：町内会の回覧等を活用して、サークル会員募集を行うことができます

（参考）サークルイメージ

○個別サークル（文化教室やスポーツ教室の開催など）

囲碁、将棋、オセロ、カルタ、茶道、華道、書道、絵画、井戸端会議、料理、ダンス、カラオケ、卓球、サッカー、フットサル、ラグビー、ウォーキング、槇尾川活動など

○まちデザイン企画サークル

ガーデンシティ、フラワーロード、空き家活動などの企画を実施

○イベント企画サークル

万町フェス、マルシェ、カフェ、フリーマーケット、ハロウィン祭り、クリスマス会などの企画を実施

○情報発信サークル

ホームページ作成、広報誌作成、まちづくりマップ作成などを実施

万町町内会サークル活動団体登録要領（案）

1 目的

万町町内会では、住民相互の交流促進、健康・福祉の増進及び万町町民会館（以下「会館」という。）などの利用促進を主な目的としたサークル活動団体の登録・更新を行うものである。

2 登録要件

サークル活動団体の登録要件は以下のとおりとする。また、サークル活動場所は、会館や万町ふれあい広場など万町町域内とする。

- (1) 万町町内会の住民相互の交流活動を行うこと
- (2) 万町町内会会員の教養の向上、健康・福祉の増進並びに自治意識の高揚を目的とした活動を行うこと
- (3) 営利または政治宗教活動を目的としないこと
- (4) 活動により近隣周辺に騒音や振動などの迷惑をかけないこと
- (5) 万町町内会の各種団体（万寿会など）として活動する団体でないこと
- (6) サークル活動団体の構成員は、原則5名以上とし、かつ、構成員の2分の1以上が万町町内会会員であること

3 登録・更新方法

万町町内会サークル活動団体として登録または更新しようとする団体は、あらかじめ「万町町内会サークル活動団体登録・更新申請書」に必要事項を記載し、関係書類（会員名簿、活動計画）を添付して万町町内会会長あてに提出する。

また、会館利用サークルの登録内容（名称・代表者等）に変更または解散などする場合は、速やかに報告する。

4 有効期間

登録承認の有効期間は、原則として申請年度を含む2年以内とする。

5 施設使用料

登録されたサークル活動団体の会館等の施設使用料は、減額又は無料とする。なお、具体的な施設使用料については、会館使用料は「万町町民会館 使用規程」のとおりとし、万町ふれあい広場の使用料は「万町町内会内規」のとおりとする。

6 登録の取消し

登録団体が次のいずれかに該当する場合は、直ちに登録を取り消す。

- (1) 登録要件の一部を具備しなくなった場合
- (2) その他登録が不相当と認められる場合

7 報 告

各サークルの活動状況や計画などの情報共有を図るため、各サークル活動団体は万町町内会が開催する「(仮称)サークル活動報告会」において報告する。

(付 則)

この要領は、令和6年4月1日より施行

万町町内会サークル活動団体会員名簿

団 体 名			
代表者氏名		電話番号	
		E-mail	
連絡先氏名		電話番号	
		E-mail	

No.	氏 名	班 名	No.	氏 名	班 名
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

※他の様式で提出される場合は、氏名・班名の記載をお願いします。

令和 年 月 日までの活動計画

団体名

主として行う活動（年間を通じて実施するもの）

上記以外で実施する活動

- ※ 箇条書きで記入してください。
- ※ 活動の予定はなるべく詳しく記入してください。
- ※ 実施を予定している活動は、日時が未定であっても記入してください。
- ※ この様式に限らず任意の様式でも構いません。

住みたいまち・魅力のあるまちに向けた提言書

～住民みんなが楽しく交流できるまち～



令和5年11月

万町まちづくり勉強会

目 次

はじめに	2
第1章 住みたいまち・魅力のあるまちに向けた取り組み	3
1.1 趣 旨	3
1.2 検討内容	3
1.3 具体的な取り組みメニュー案	3
第2章 サークル活動団体の設置	8
2.1 目 的	8
2.2 サークル活動報告会	8
2.3 サークル活動団体イメージ	8

平成4年にトリヴェール和泉が街びらきし、平成7年に和泉中央駅が開業して以来、万町では新しい住民がどんどんと増え、現在、世帯数約1000世帯以上となり、子供から高齢者まで多くの幅広い年齢層の方が暮らしています。今後も益々、住民が増えていくことが予想されます。

その一方、万町では、多くの子供がいるにもかかわらず、子供会はなく、また、毎年開催していた運動会もなくなり、住民同士の結びつきや地域の愛着が薄らいでいき、将来、子どもや孫の世代にこの町で安全・安心して楽しく暮らすことができるのかと心配になります。

このような状況の中で、今年度より新たなイベントとして万町フェスを開催し、住民同士の交流を図っておりますが、さらに様々な仕掛けが必要ではないかと考えています。

住民同士がもっと活発に交流ができ、安心して楽しく暮らせるよう、色んな取り組みや仕掛けなど、今からできることを少しでも進めていくことが必要ではないかと考えています。

このため、住みたい・魅力のある万町を考える「万町まちづくり勉強会」を設置して、この町にこんなものがあつたらいい、こんなことができればいい等々、自由に建設的・活発な意見交換を行ってきたところです。

本書は、万町まちづくり勉強会を3回開催し、住みたいまち・魅力のあるまち（住民みんなが楽しく交流できるまち）に向けた提言をまとめたものです。

今後、本書を参考にして、自分達が住む・暮らす町に少しでも関心をもってもらい、住民、町内会及び行政など関係者が連携・協力して、可能なことから一歩ずつでも取り組んでいただき、住民相互の交流促進を図るとともに、一人でも多くの住民が万町に住み続けたいと思う町になることを願っています。

令和5年11月25日

万町まちづくり勉強会

1.1 趣 旨

今後もずっと万町に住みつづけたい、魅力のあるまちに向けて取り組んでいきたいと考えており、主に住民相互が交流できる取り組むメニュー案を整理する。

より安全・安心で魅力のあるまちにしていくために、町内会だけでなく、住民皆が自分事として考え、少しずつでもできることから取り組んでいくことが大事と考えている。

取り組みにあたり、安全・安心なまちづくりが第一と考えており、「あいさつ」は、隣近所の方の顔が分かり、防犯対策や災害時の共助にもつながり、「掃除（きれいなまち）」は、治安対策やゴミつまりによる浸水被害を減らすことにもなる。住民誰もができる「あいさつ」と「掃除（きれいなまち）」から進めて、色んな取組みに発展させていき、住みたいまち・魅力のあるまちづくりを目指す。

1.2 検討内容

住みたいまち・魅力のあるまちに向けた取り組み案の検討にあたり、取組み主体を以下の3パターンに分けて、各々の取組みメニュー案を抽出・整理する。

- i) 主に住民が主体となり取組み、町内会は助成等の協力を行うもの。
- ii) 主に町内会が主体となり取組み、住民が協力を行うもの。また、行政に対して助言や補助などの協力を要望するもの。
- iii) 主に行政と町内会が主体となり取り組むもの。

また、メニュー案抽出にあたり、「防災・防犯」「イベント」「住民交流」「景観・おしゃれ」「情報発信」「子育て応援」「デジタル化」「新たな公共施設」のカテゴリーに分けて整理する。

なお、抽出したメニュー案は、まちづくり勉強会での意見であり、これ以外にも多くのメニュー案があると考えているので、ここに記載しているメニュー案に限定するものではない。

1.3 具体的な取組みメニュー案

1.3.1 主に住民が主体となり取組み、町内会は助成等の協力を行うもの。

(1) 防災・防犯

- ・犬を飼っている知らない方同士が顔を合わせて挨拶をする。目をかける。
- ・住民交流を図り町民同士が顔見知りになる。
- ・各家庭において防災タイムラインづくりを行う。災害時の対応を考えておく。

(2) イベント

- ・万町フェス等のイベントの企画
- ・ふれあい広場で綱引き大会（班対抗や子供だけの対抗など）を行う。
- ・万町児童公園（天受院）などで市（いち）・マルシェを定期的開催。
- ・万町児童公園（天受院）の桜の下で桜カフェを実施。
- ・ハロウィン開催（子供が仮装してお菓子をもらいに回る）による住民交流促進。
- ・万町児童公園（天受院）で紙芝居やフラフープなどの昭和時代の遊びを行い、子供

たちが楽しく過ごせる日をつくる。

- 花火大会を開催。
- 万町とその周辺企業との協働による催しを開催。
- 槇尾川で水遊びなどを行う。

(3) 住民交流

- サークル活動を行うグループをつくり、町民会館などで活動。
- 町民会館で全会員参加イベント（オセロ大会、囲碁将棋大会、カルタ大会、クリスマス会、餅つき大会など）を開催。
- 町民会館を活用して子供から高齢者まで町民同士の交流の場づくり（住民がもっている本などを持ち寄って交流を図る）
- 小さい子供の親子教室開催。
- 料理教室開催。
- 空き家の活用。
- 喫茶マーノなどのカフェや飲食店との連携。

(4) 景観・おしゃれ

- 各々の家がアート、DIY、ガーデニングなどにより、おしゃれにする。
- まちにアートを展示。
- 町家カフェを設置。
- 人気のカフェや雑貨屋があるまち。

(5) 情報発信

- 万町児童公園（天受院）は、他町からも多数の子供たちが遊びに来る場所。その場所を活用して、子供主体で児童公園の名称を考えるワークショップを開催。
（普段、子供たちは「マンデラ」と呼んでいる）
- 町内にある施設や歴史・文化などを記載した、まちあるきマップや広報誌を作成。
- フラワーロードを設ける。
- ホタルを守る会（ホタルを増やす、ホタル観賞）

(6) 子育て応援

- 子ども食堂の設置・運営

(7) デジタル化

- スマホ教室

1.3.2 主に町内会が主体となり取組み、住民が協力を行うもの。また、行政に対して助言や補助などの協力を要望するもの。

(1) 防災・防犯

- ふれあい広場に災害用炊き出し設備（かまどベンチ）設置

- ・万町防災案内 PR
- ・災害時の物資確保に向け近隣企業と協定締結
- ・住民による避難訓練の実施

(2) イベント

- ・子供によるグラウンドゴルフ大会を実施。
- ・万町フェスの開催（R5年度より開催）

【R5.10.1万町フェス開催状況】



ハンドメイドマルシェ



JAZZ STREET

(3) 新たな公共施設

- ・ふれあい広場にもう少し緑を増やす。広場周囲に植樹を行う。
- ・ふれあい広場を芝生広場にする。
- ・BBQができる場所・施設を整備
- ・町民会館前の法面にツバキやアジサイなどの花を植える。
- ・ドッグランの整備

(4) 住民交流

- ・町民会館利用料を下げ住民が利用しやすいようにする。
- ・古い工場を活用してイベント・住民交流ができる場所（レンタルハウス）にする。堺のスピニング・ミル（紡績工場跡地のレトロなビルを活用して、フリーマーケットやコンサートなど住民交流、情報発信の場）のようなものをつくる。

【空き家利活用の事例】



(5) 景観・おしゃれ

- ・ニュージーランドのクライストチャーチ（緑豊かな庭園が多く点在することから「ガーデンシティ」とも呼ばれる）や恵庭市（ガーデンシティ）などのようなまちづくり
- ・緑や花が多いまち、きれいなまちづくり（道路や川の法面に花を植栽など）。
- ・まちの掃除や不要な貼り紙の撤去などを実施。
- ・お盆などに行灯を設置（住民による行灯づくりを実施）

【町民会館前ガーデン イメージ】



【お盆の行灯イメージ】



(6) 情報発信

- ・町内の道路に愛称（〇〇通りなど）をつける。
- ・万町のロゴを作成。ロゴは町内会ホームページ等により一般募集を実施。
- ・AED 設置マップづくり
- ・万町町内会のホームページ作成

(7) 子育て応援、その他

- ・子ども食堂を設置
- ・町民会館を託児所として活用
- ・出産（誕生）祝いの拡充（市の助成を要望）
- ・単身・高齢者の方への見守り訪問の実施

(8) デジタル化

- ・町内会のデジタル化（迅速な情報発信、町内会業務の効率化など）
- ・万町町内会のホームページ作成

1.3.3 主に行政と町内会が主体となり取り組むもの。

(1) 防災・防犯

- ・町内会防災タイムライン（いつ、誰が、何をする）やマイタイムラインづくり
- ・防犯カメラや防犯灯の増設、落書き防止対策の実施（きれいなまちづくり）

(2) 新たな公共施設

- ・安全な道路や歩道設置

- 市の都市計画緑地公園を子供から高齢者まで楽しめる公園に整備（下図参照）
（アウトドア、イベント広場、スケートボード、グラウンドゴルフなど）
- 榎尾川の川岸に遊び場を整備
- ふれあい広場横の今池に噴水設備を設置し、ふれあい広場を憩いの場にする。

(3) 景観・おしゃれ

- 市民会館前の法面を植栽（ツバキやアジサイなど）
- 道路や榎尾川の法面に花を植栽
- 石畳の整備

(4) 子育て応援

- エンゼルハウス（簡易保育園）設置

公園イメージ

出典:Googleマップ



2.1 目的

サークル活動団体を設置することにより、町民誰もが自由に企画・運営、好きなサークル活動を通じて、住民相互の交流促進、健康・福祉の増進、並びに町の魅力向上・活性化が図られ、より住みたい魅力のあるまちになることを目指す。

なお、万町町内会では、町民（サークル活動仲間）による「万町町内会サークル活動団体登録要領」策定に向けて検討を進めている。

2.2 サークル活動報告会

各サークル活動団体は、各サークル活動の状況や今後の計画などについて情報共有を図るため、サークル活動報告会を開催する。

また、当該報告会の内容については、町内会にも共有を図り、必要に応じて町内会と連携・協力を行う。

2.3 サークル活動団体イメージ

サークル活動団体のイメージとしては、以下のようなものが考えられる。

① 個別サークル

囲碁、将棋、オセロ、カルタ、茶道、華道、書道、絵画、井戸端会議、料理、ダンス、カラオケ、卓球、サッカー、フットサル、ラグビー、ウォーキング、槇尾川活動など

② まちデザイン企画サークル

ガーデンシティ、フラワーロード、芝生広場、空き家（工場）活用などの企画・検討

③ イベント企画サークル

万町フェス、マルシェ、カフェ、フリーマーケット、ハロウィン祭り、クリスマス会などの企画・検討

④ 情報発信サークル

ホームページ作成、広報誌作成、まちづくりマップ作成など

万町まちづくり勉強会

1 勉強会メンバー

10名（住民及び町内会役員）

2 勉強会

第1回勉強会 令和5年5月27日

第2回勉強会 令和5年8月26日

第3回勉強会 令和5年11月25日